

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第167号
事故等種類	浸水
発生日時	平成25年11月24日（日） 11時35分ごろ
発生場所	石川県七尾市大泊町東方沖 七尾市所在の女良港東防波堤灯台から真方位046° 2,000m 付近 (概位 北緯36° 57.7' 東経137° 03.4')
事故等調査の経過	平成25年11月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ2.8m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	船外機及び魚群探知機に濡損
事故等の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗船し、大泊町東方1,000m付近において、漂泊して釣りを行っていたが、風が吹き始めたので帰ることとした。</p> <p>本船は、操縦者が船尾側、同乗者が船首側に乗り、時速約5～6kmの対地速力で西進中、船尾から断続的に波が打ち込み、海水が船内に滞留した。</p> <p>操縦者は、船外機を停止して、同乗者と共に海水をくみ出していたところ、船尾方から波を受け、平成25年11月24日11時35分ごろ、本船は水船状態となり、船外機を始動することができなくなった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、知人及び海上保安庁に携帯電話で救助を求め、知人から連絡を受けて来援した遊漁船に乗り移り、本船は、遊漁船により大泊港にえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm、潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>操縦者は、ミニボートの操縦経験が約4年あり、年に5回程度乗船していた。</p> <p>本船は、小型船舶操縦士免許及び船舶検査を要しない船舶であった。</p> <p>操縦者は、本船の船尾から波が打ち込んできていたものの、両舷にサイドフロートを取り付けていたので、転覆することはなく、出発場</p>

	<p>所まで帰ることができると思い、航行していた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船の船尾付近の乾舷は、約30cmであった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大泊町東方沖において、漂泊して操縦者及び同乗者が滞留した海水をくみ出し中、船尾方から波を受けて海水が流入したことから、浸水し、船外機に濡損が生じたものと考えられる。</p> <p>本船は、サイドフロートを取り付けていたので、転覆等の被害の拡大を防ぐことができたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、大泊町東方沖において、漂泊して操縦者及び同乗者が滞留した海水をくみ出し中、船尾方から波を受けて海水が流入したため、浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>操縦者は、本事故後、本船に海水が打ち込んだ場合に備え、大きなスポンジを用意するとともに、自動排水装置を設置した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本船の乾舷、海象状況等を考慮して適切な帰港時機を判断すること。</li> </ul>